

葛飾区立学校給食弁当代替者への補助について

葛飾区は、令和6年4月から、重度の食物アレルギー等の理由により学校給食の提供を受けることができず、その代替として完全弁当対応をする児童・生徒の保護者に対し、当該保護者の経済的負担を軽減するために補助を行っています。

- 1 対象者
区立学校に在籍し、完全弁当対応する児童・生徒（※）の保護者
※毎日弁当を持参し、給食を全く食べない児童・生徒
- 2 手続き方法
本チラシをお読みいただき、『葛飾区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付申請書（以下「申請書」といいます。）』を在籍する学校に提出してください。
※毎年度提出をお願いします。

- 3 提出期限
令和7年5月30日(金)までに在籍する学校に提出してください。

※申請は年度中随時受け付けていますが、令和7年5月31日（土）以降に申請した場合、補助金の支給が遅れる場合があります。

※令和7年度の最終受付期限は令和8年3月25日（水）（学務課必着）です。この期限を過ぎて提出した場合には申請を受理することができません。お早めに在籍する学校に提出してください。

- 4 結果の通知
- 区にて申請内容を審査後、交付決定通知書又は不交付決定通知書により通知します。
各学期終了時に弁当の喫食状況に基づき補助金の額を確定するため、実際に支給される補助金額は交付決定通知書記載の交付予定額と異なることがあります。

- 5 補助の方法
各学期終了後に、弁当の喫食状況に基づき、区が補助金を保護者に交付します。交付確定額は、補助金交付額確定通知書により通知します。
弁当の喫食状況は、各学校が区へ報告します。そのため、保護者が喫食実績を区へ報告する必要はありません。

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 6 補助金額 | | | |
| 小学生 | | | 中学生 |
| 低学年 | 中学年 | 高学年 | |
| 4,800円 | 5,300円 | 5,700円 | 6,300円 |

※一部でも給食の提供を受けた月、月の初日から末日まで1日も出席しなかった月は、補助の対象外となります。

第1号様式（第5条関係）

葛飾区立小・中学校給食并当代替者補助金交付申請書
(兼同意書・委任状・支払口座振替依頼書)

葛飾区立小・中学校給食并当代替者補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記の1の同意事項に同意し、2の事項を委任した上で、補助金の交付を申請します。

記

1 同意事項（個人情報の取扱い）

補助金の交付決定に係る審査及び交付金額を決定するため、保護管理者（葛飾区教育委員会事務局学務課長）が、以下のとおり個人情報を利用することに同意します。

情報の保有課	利用する個人情報
戸籍住民課	対象児童・生徒及び署名欄記載の者の氏名、住所・方書、続柄、異動内容及び異動年月日
学務課	対象児童・生徒の在籍校、学年、入学年月日及び退学年月日並びに対象児童・生徒に係る就学援助及び就学奨励の認定有無、認定区分及び認定年月日 ※区外在住の場合は、対象児童・生徒及び署名欄記載の者の氏名、住所・方書及び続柄
西生活課 東生活課	対象児童・生徒及び署名欄記載の者の生活保護受給有無及び生活保護の開始・廃止・停止・停止解除年月日

上記のほか、①他の地方公共団体の長の管理に属する福祉事務所が保有する対象児童・生徒及び署名欄記載の者の生活保護受給有無及び生活保護の開始・廃止・停止・停止解除年月日

②各小・中学校が保有する対象児童・生徒の給食喫食状況

2 委任事項

葛飾区長により決定された葛飾区立小・中学校給食并当代替者補助金の請求に関する権限を、葛飾区教育委員会事務局学務課長に委任します。

お子さんの氏名を記入してください。
複数のお子さんが在籍されている場合、
1人につき申請書を1枚提出してください。

3 対象児童・生徒

児童・生徒氏名	給食 花子
---------	-------

4 補助金振込希望口座

葛飾区から私に支給される葛飾区立小・中学校給食并当代替者補助金は、今後以下の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

金融機関名	がくた	銀行 信用金庫 信用組合	金融機関コード	店名	支店コード
		()	0 0 0 0	中央	本店 支店
口座番号	1 1 1 1 1 1 1 1		口座種別	普通	当座
口座名義人 (カタカナ) ※申請者名義のみ	キ ユ ウ シ ョ 7		タ ロ ウ		

令和7年4月1日

葛飾区長 宛て 葛飾区立小5-13-1-428
住所
保護者氏名 給食 太郎
電話番号 (自宅・携帯) 03-0000-XXXX

保護者（同一の方）の名前を記入してください。

【お問合せ先・提出先】
葛飾区教育委員会事務局学務課給食保健係（葛飾区役所 本館4階 428番窓口）
電話：（直通）03（5654）8461～3

葛飾区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付要綱

令和 6 年 3 月 18 日
5 葛 教 学 第 1247 号
区 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、区立学校において、重度の食物アレルギー等の理由により学校給食の提供を受けることができず、その代替として完全弁当対応をする児童・生徒の保護者に対し、当該保護者の経済的負担を軽減するために補助を行い、葛飾区立小・中学校給食費補助金交付要綱（令和 5 年 3 月 22 日付け 4 葛教学第 1316 号。以下「学校給食費補助金交付要綱」という。）による補助金の交付を受ける保護者との公平を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区立学校 葛飾区立の小学校及び中学校（葛飾区立双葉中学校夜間学級を除く。）をいう。

(2) 保護者 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。

(3) 学校給食費 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 11 条第 2 項に規定する学校給食費であって、葛飾区学校給食費検討委員会（葛飾区学校給食費検討委員会設置要綱（平成 20 年 6 月 18 日付け 20 葛教学第 330 号）第 1 条に規定する葛飾区学校給食費検討委員会をいう。）が教育長に報告するものをいう。

(4) 完全弁当対応 重度の食物アレルギー等の理由により、学校給食法第 3 条第 1 項に規定する学校給食の 1 日における全ての飲食物に代わり、毎日持参した弁当等を飲食することをいう。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、区立学校に在籍し、完全弁当対応する児童・生徒（以下「補助対象児童・生徒」という。）の保護者とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額（以下「補助額」という。）は、次の表に定める額とする。

児童・生徒の学年		月額
小学生	第 1 学年及び第 2 学年	4,800 円
	第 3 学年及び第 4 学年	5,300 円
	第 5 学年及び第 6 学年	5,700 円
中学生		6,300 円

2 次の各号のいずれかに該当する月は、補助額の算定対象外とする。

(1) 補助対象児童・生徒が一部であっても学校給食の提供を受けた日の属する月。

(2) 補助対象児童・生徒が月の初日から末日までの間に、1 日も出席しなかった月。

3 補助対象者が、国又は地方公共団体の負担において学校給食費相当分の全部又は一部の給付を受けた場合には、補助額から当該給付額を除くものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、年度ごとに、葛飾区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付申請書（兼同意書・委任状・支払金口座振替依頼書）（第 1 号様式）により、葛飾区長（以下「区長」という。）に申請をしなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、葛飾区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付申請書（兼同意書・委任状・支払金口座振替依頼書）により補助金を請求する権限を葛飾区

教育委員会事務局学務課長（以下「学務課長」という。）に委任しなければならない。

3 第 1 項の規定による申請は、当該年度の 3 月 25 日までに行うものとする。ただし、3 月 25 日が日曜日若しくは休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日をいう。以下同じ。）又は土曜日に当たるときは、その日の後の、その日に最も近い日曜日若しくは休日又は土曜日でない日とする。

(補助金の交付決定)

第 6 条 区長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは葛飾区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、不適当と認めるときは葛飾区立小・中学校給食弁当代替者補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）により当該申請者に通知しなければならない。

(完全弁当対応実績等の報告)

第 7 条 学校長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に係る児童・生徒の完全弁当対応実績及び学校給食提供実績を、次の各号に掲げる学期ごとに、当該各号に定める日までに区長に報告しなければならない。

(1) 1 学期（算定年度の 4 月から 7 月までをいう。） 8 月末日

(2) 2 学期（算定年度の 9 月から 12 月までをいう。） 1 月末日

(3) 3 学期（算定年度の 1 月から 3 月までをいう。） 3 月末日

2 前項の規定にかかわらず、学校長は、区長から児童・生徒の完全弁当対応実績及び学校給食提供実績の報告の求めがあったときは、その都度報告を行わなければならない。

(補助金の交付)

第 8 条 区長は、前条の規定による報告の内容を審査し、補助額を確定するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助額を確定したときは、葛飾区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付額確定通知書（第 4 号様式）により当該交付決定者に通知し、学務課長の請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 9 条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を全部又は一部取り消すことができる。

(1) 補助対象者に該当しなくなったとき。

(2) 国又は地方公共団体の負担において学校給食費相当分の全部又は一部の給付を受けたとき。

(3) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、葛飾区立小・中学校給食弁当代替者補助金交付決定取消通知書（第 5 号様式）により交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第 10 条 区長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消したことにより、補助金の過払いが発生したときは、交付決定者に既に交付している補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

(変更の届出)

第 11 条 交付決定者は、第 5 条の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに区長に届け出なければならない。

(委任)

第 12 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育次長が別に定める。

付則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。